## バリ州における社会活動制限 (州知事通達)

令和3年1月7日(総21第2号) 在デンパサール日本国総領事館

- ●バリ州政府は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、新時代の社会活動制限を9日から実施すると発表しました。
- ●加えて、デンパサール市及びバドゥン県から詳細な規則が公表される見込みですので、判明次第、追ってお知らせいたします。
- 1. バリ州政府は、新時代の社会活動制限を9日から実施すると発表しました。
- 2. 発表された主な内容は、以下のとおりです。
- (1)趣旨

バリ州を含むインドネシアにおける新型コロナウイルスの感染拡大及び新たなクラスターの発生が顕著である中、人々の健康で安全な生活を守るため及び良好な観光地 としてのバリのイメージを守るために全ての人の協力が求められる。

(2) バリ州における新時代の社会活動制限は、主な内容は、以下のとおり。 ア 全ての人が真剣に規律正しく責任感を持って保健プロトコル(2020 年州政府規則 第 46 号及び 2020 年バリ州知事通達第 3355 号) を順守することが求められる。

- イ バリ州に入域する国内旅行者は以下を順守しなければならない。
- a 各自の健康に留意し、現行の規則等に従うこと。
- b 空路を利用する者は、空港出発前 7×24 時間以内に発行された PCR 検査の陰性証明 又は迅速抗原検査(Antigen)の陰性証明書を提示し、e-HAC Indonesia に登録する義 務を負う。
- c 自家用車・海上輸送を利用する者は、出発前 7×24 時間以内に発行された PCR 検査の陰性証明又は迅速抗原検査 (Antigen)の陰性証明書の提示する義務を負う。
- d 12歳未満の子供は、PCR検査及び迅速抗原検査の陰性証明書の提示義務はない。
- e PCR 検査及び迅速抗原検査の陰性証明書の有効期間は、発行された日から 14 日間とする。
- f バリ州に滞在中は有効な陰性証明書の携行が義務づけられる。
- g バリから出発する国内旅行者は当該書類を帰路にも使用することができる。
- ウ 全ての事業者、経営者、活動している公共施設の責任者は、以下の保健プロトコルを励行しなければならない。
- a マスクの着用
- b 石けんを用いた手洗い及びアルコール消毒
- c 身体的接触を避け、一定の距離を保つこと

- d 集会の禁止
- e 公共の場所での活動の制限
- エ 上記3を違反した全ての事業者、経営者、活動している公共施設の責任者は、2020 年州政府規則第46号に従い処罰される。
- オ デンパサール市及びバドゥン県においては上記 1-4 に加え、新型コロナウイルス 感染拡大予防のための社会的行動制限に関する 2021 年内務大臣指示第 1 号を順守し なければならない。
- カ 本通達は2021年1月9日から続報があるまで有効とする。